

たかやまプレミアム付商品券事業実施要領

【事業目的】

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に伴い、地域経済の活性化対策として、たかやまプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を販売する。

【商品券の発行概要】

商品券の名称	たかやまプレミアム付商品券
発行者	高山村
発行総額	273,750,000円（プレミアム分含む）
発行冊数	18,250冊
発行内容	1冊 10,000円で販売（1,000円券×15枚、15,000円分）
プレミアム率	50%（1冊 10,000円に対し5,000円分付与）
購入上限	1次販売 1人5冊まで 2次販売 1人1回の購入につき10冊まで
販売期間	1次販売 令和3年5月6日（木）～令和3年10月29日（金） 2次販売 令和3年10月11日（月）～売り切れ次第終了
有効期間	令和3年5月6日（木）～令和4年2月28日（月）

【商品券の販売方法】

購入対象者	令和3年4月1日現在で村内に住所を有する者及び販売期間終了までに出生・転入等により村内に住所を有する者。
販売窓口	商品券の購入受付：高山村役場 地域振興課 代金支払・商品券の引渡し：高山村役場 税務会計課
販売期間	1次販売 令和3年5月6日（木）～ 令和3年10月29日（金） 2次販売 令和3年10月11日（月）～ ※売り切れ次第終了 ※土日祝日を除く、午前9時～午後4時
本人確認	商品券購入の際には本人確認ができるものを提示する。 <ul style="list-style-type: none">・1点で足りるもの(国もしくは地方公共団体の機関が発行した写真入りの身分証明書) 運転免許証、旅券、個人番号カード(マイナンバーカード)、住基カード(写真有)、在留カード、海技免状、小型船舶操縦免許証、船員手帳、猟銃・空気銃所持許可証、療育手帳、戦傷病者手帳、電気工事士免状、教習資格認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、無線従事者免許証、宅地建物取引主任者証 動力車操縦者運転免許証、身体障害者手帳、特殊電気工事資格者認定証、運航管理者技能検定合格証明書、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書・2点以上必要となるもの<ul style="list-style-type: none">①に掲げるもの及び②に掲げるもの各1点②に掲げるものを提示できないときは①に掲げるものを2点<ul style="list-style-type: none">① 写真のない書類<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療、船員保険、若しくは介護保険の被保険者証・共済年金若しくは恩給の証書・国民年金、厚生年金保険、若しくは船員保険に係る年金証書・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真無し)・戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書② 写真入り書類<ul style="list-style-type: none">・学生証 ・法人が発行した身分証明書・国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書
その他	商品券の購入にあたり、同一世帯員もしくは同居親族にあつては、代理購入を可とする。 それ以外の者が代理購入する場合は、委任状を提出する。

【商品券の取扱い事項】

利用対象	商品券取扱店（以下「取扱店」という。）において、取扱店が取り扱う商品及びサービスについて利用できる。
利用対象外	次に該当するものは商品券での利用ができない。 <ul style="list-style-type: none">・商品券、図書券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入・現金との換金、金融機関・電子マネー等への入金・国、地方公共団体や公共料金等への支払・出資、債務支払、仕入等の事業資金・その他、取扱店が指定する商品及びサービス
その他事項	<ul style="list-style-type: none">・有効期間後は無効とする。また、買戻しはできない。・釣銭は支払われない。（不足分は現金等での支払）・発行者印、番号のないものは無効とする。・盗難、紛失又は滅失等に対して、発行者は責を負わないものとする。

【取扱店の登録】

登録資格	<ul style="list-style-type: none">・村内に本社、営業所、店舗等を有している法人又は個人事業主・本村に住所を有する者が、村外で店舗等を経営している個人事業主 ※次に該当する事業者等は商品券取扱店として登録できない。 <ul style="list-style-type: none">・医療機関、介護福祉サービスに類する業種・高山村暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当するもの・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類する業種
登録方法	村は、本事業に賛同いただける取扱店を募集する。取扱店として登録する事業者等は、たかやまプレミアム付商品券 取扱店登録申込書（様式1）に必要事項を記入・押印し、郵送もしくは持参のうえ提出する。
提出窓口	高山村役場 地域振興課 〒377-0792 高山村大字中山2856-1
申込期間	随時募集
取扱店	取扱店として登録された事業者等には、村よりたかやまプレミアム付商品券 取扱店登録証明書（様式2）及び取扱店ポスター、商品券見本券、たかやまプレミアム付商品券 代金請求依頼書（様式3）を配布する。 取扱店については、村において一覧を作成し公表するものとする。

【取扱店の業務等】

取扱店は、次に掲げる業務を遂行する。

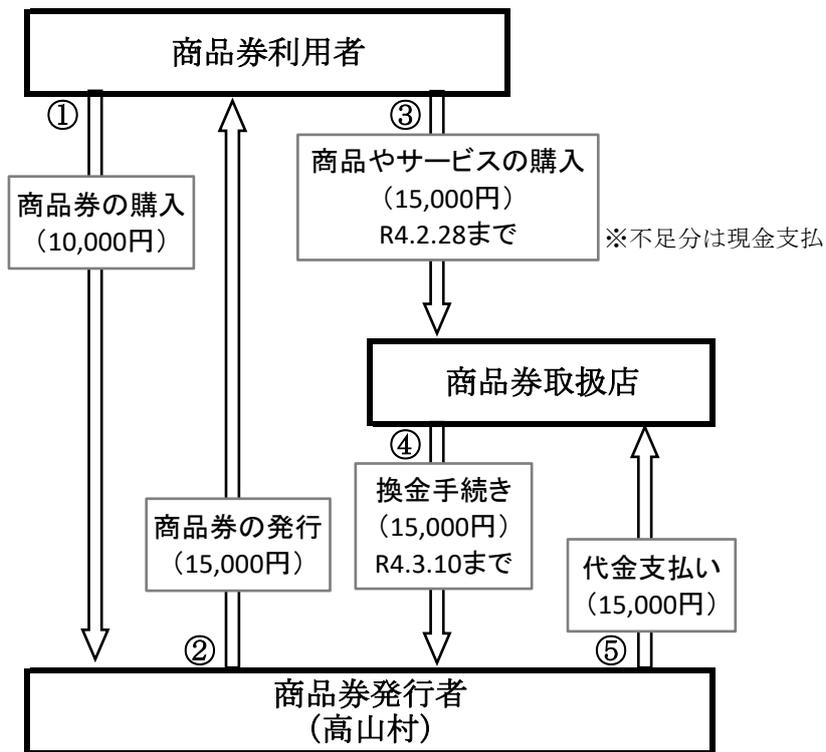
- ・商品券有効期間中は、発行者が配布する「取扱店ポスター」を提示する。
- ・利用者より商品券の提示を受けた際は、商品額相当分の商品券を受け取る。不足分は現金等により徴する。
- ・利用者より商品券を受け取る際に、偽造された商品券であるか確認する。偽造と判別できる場合は、券の受け取りを拒否するとともに、すみやかに発行者まで連絡する。
- ・受け取った商品券は、商品券裏面の取扱店記入欄に店名を記入する。
- ・受け取った商品券を換金するため、発行者が指定する方法により換金手続きを行う。
- ・受け取った商品券を換金せずに他の取扱店で使用しないこと。
- ・その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

【換金手続きについて】

換金窓口	高山村役場 地域振興課
換金期間	令和3年5月10日（月）～令和4年3月10日（木） ※随時受付（土日祝日、年末年始を除く）、午前8時30分～午後5時30分
持参するもの	<ul style="list-style-type: none">・たかやまプレミアム付商品券 代金請求依頼書（様式3）・受け取った商品券（券裏面の取扱店記入欄に店名等が記入されていること）
代金支払方法	たかやまプレミアム付商品券 取扱店登録申込書（様式1）に記載の指定口座に入金（換金手続きから概ね15日前後）

【商品券発行から換金手続きまでの流れ】

例) 1冊10,000円 (1,000円券×15枚、15,000円分) の場合



【問い合わせ先】

事務局 高山村役場 地域振興課
TEL 0279-63-2111 (直通0279-26-7944)
FAX 0279-63-2768

(様式1)

たかやまプレミアム付商品券 取扱店登録申込書

令和 年 月 日

高山村長 後藤 幸三 様

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

事業所在地 _____

電話番号 _____

高山村が実施する「たかやまプレミアム付商品券事業」の主旨に賛同し、取扱店として申込みいたします。

1. 事業内容（業種等）

※いずれか1つにレ点を付けてください

- | | | |
|--------------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> 農業、林業 | <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 | <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業、娯楽業 |
| <input type="checkbox"/> 建設業 | <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 | <input type="checkbox"/> サービス業 |
| <input type="checkbox"/> 製造業 | <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 | <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| <input type="checkbox"/> 運輸業 | <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 | |

2. 高山村が作成する取扱店一覧表に掲載する事業所名（屋号など）

※申込事業所名と同じ場合は記入不要です

3. 代金請求（受け取った商品券額面分の換金）に係る振込先口座

金融機関名	・	支店(支所)
口座番号	預金種別 普通・当座	口座番号
(フリガナ)		
口座名義人		

※高山村使用欄

業種コード		取扱店番号	
-------	--	-------	--

(様式2)

たかやまプレミアム付商品券 取扱店登録証明書

高山村が実施する「たかやまプレミアム付商品券事業」において、貴殿を取扱店として登録したことを証明いたします。

取扱店番号

事業所名 殿

事業所所在地

登録期間 令和 年 月 日 ~ 令和4年2月28日

資格範囲 たかやまプレミアム付商品券利用者に対し、商品及びサービスについての提供

令和 年 月 日

高山村長 後藤 幸三

(様式3)

たかやまプレミアム付商品券 代金請求依頼書

令和 年 月 日

高山村長 後藤 幸三 様

依頼者 取扱店番号：

事業所名

代表者名

印

次のとおり、当取扱店において受け取った商品券を添えて換金手続きをいたします。

商品券							枚	
請求金額					0	0	0	円

(商品券枚数×1,000円)

※連絡事項

- 商品券裏面に事業所名等が記入されていることを確認してください。
- 随時、換金手続きを受け付けます(ただし、土日祝日・年末年始を除きます)。
- 受付時間は、午前8時30分～午後5時30分となります。
- 換金手続の最終期限は、令和4年3月10日(木)まで**となります。期限を過ぎてしまうと換金手続きができませんのでご注意ください。
- 請求金額は、たかやまプレミアム付商品券 取扱店登録申込書(様式1)に記載の指定口座に入金いたします(換金手続きから、概ね15日前後)。

高山村受付欄